

広島県告示第百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年三月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
医療法人 さとみ会 ふじい眼科医院	竹原市竹原町三五六七―一	平成二八年一月二五日
全快堂・オリーブ薬局	竹原市竹原町上新開三五六七―九	平成二八年一月三〇日
松田歯科医院	三原市本郷南六―二四―一四	平成二九年一月六日
かなもと医院	尾道市西則末町四―三五	平成二九年一月二日
門田薬局	尾道市西則末町四―三〇	平成二九年一月一日
オリーブ薬局	東広島市西条栄町一〇―三〇 東広 島シープレイスビル一〇二―一	平成二八年一月三〇日
松原クリニック	東広島市八本松西二丁目二番一号	平成二八年二月三一日
コスモ薬局	安芸高田市吉田町吉田三六六九	平成二九年一月一日